

(様式1) 補助金等シート

長寿社会課-1

(1) 補助内容

R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		単位老人クラブ補助金											
			予 算 事 業 名		老人クラブ補助									
			予算事業コード		00258									
2	交 付 開 始 年 度		昭和	47	年度	創 設 か ら 54 年度目			3	終 期	令和	7	年度	
4	分 類		事業費補助						5	所 属		長寿社会課		
6	根 拠 法 令		老人福祉法第13条、三重県高齢者地域福祉推進事業費補助金交付要領、鈴鹿市老人クラブ等補助金交付要領											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		単位老人クラブの円滑な運営を図り、地域における高齢者の見守りや老人クラブが実施する各種事業を実施することにより、高齢者の自立した生活の継続と介護予防に資する。											
8	補 助 対 象 者		各単位老人クラブ											
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)													
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他								
			R4年度決算額	25,866	1,809	0	1,284	22,773	7.0%	0	0.0%			
			R5年度決算額	23,486	1,504	0	1,126	20,856	6.4%	0	0.0%			
			R6年度当初予算額	24,751	1,688	0	1,013	22,050	6.8%					
R7年度予算要求額	19,153	1,288	0	889	16,976	6.7%								
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		単位老人クラブ補助金については、単位老人クラブが実施する社会奉仕・健康増進・教養講座に対し、一人あたり524円×クラブ会員数を補助している。 単位老人クラブ事業補助金 (重点配分事業) については、友愛活動・ボランティア活動・世代間交流・環境美化行動をより活発に活動するクラブに対し、行政として支援する事業で毎年10クラブ程度を対象として補助している。											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		三重県高齢者地域福祉推進事業費補助金交付要領及び鈴鹿市補助金等交付要綱に基づく金額											
	増 減 理 由		クラブ数及び会員数の減											

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	老人クラブは、高齢者が地域で関わり合いを持ち、自立した生活を継続するものであり、介護予防の効果も期待できる。 老人福祉法第13条に基づき地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための事業を実施すること及び援助することに努めなければならないこととなっている。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	老人クラブは、概ね60歳以上の方であれば加入できる。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 高齢者が地域での関わりを保ちながら、健康で自立した生活を継続するための支援である。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 高齢者の活動を促進することで健康寿命の延伸等介護状態に陥ることを防ぐことができている。また市の各部局がさまざまな事業で協力依頼、動員やアンケート等を依頼しており、地域福祉向上以外にも文化面、防災・安全面、地域づくり等幅広く貢献している団体である。					
透 明 性	5	会計報告は、毎年会員に報告されている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 6 年度

単位老人クラブの活動は高齢者の健康維持や高齢者の社会とのつながりを進めるための有効な手段の一つである。活動の中には、世代間交流といった小学生との交流なども行っており、児童生徒、高齢者双方に良い影響を与えている。また、ボランティア活動として小学生の見守りや環境美化行動として地域における草刈り・清掃等を行うなど、さまざまな活動を行っており、市にとっても有益であるため終期を延長する。

(様式1) 補助金等シート

長寿社会課-2

(1) 補助内容

R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		老人クラブ連合会補助金												
			予 算 事 業 名		老人クラブ補助										
			予算事業コード		00258										
2	交 付 開 始 年 度		昭和	47	年度	創 設 か ら 54 年度目			3	終 期		令和	7	年度	
4	分 類		団体運営費補助						5	所 属		長寿社会課			
6	根 拠 法 令		老人福祉法第13条、三重県高齢者地域福祉推進事業費補助金交付要領、鈴鹿市老人クラブ等補助金交付要領												
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		老人クラブ連合会の円滑な運営を図ることにより、地域における高齢者の見守りや、老人クラブが実施する各種事業により介護予防の効果が期待できる。												
8	補 助 対 象 者		老人クラブ連合会												
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)														
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象 事業費の 繰越額 (C)	補助金に対 する繰越金 の割合 (C/B)					
				市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他								
		R4年度 決算額	10,013	2,313	0	1,479	6,221	23.1%	0	0.0%					
		R5年度 決算額	8,581	2,384	0	1,408	4,789	27.8%	0	0.0%					
		R6年度 当初予算額	10,192	2,384	0	1,408	6,400	23.4%							
		R7年度予算 要求額	8,979	2,667	0	1,125	5,187	29.7%							
10	補助対象事業費 の内訳 (具体的に記載)		老人クラブ連合会補助金（活動促進分）については、連合会が実施する高齢者の生きがいや健康づくりのための事業 に対し、市内クラブ数及び会員数に応じ、交付される補助金。 老人クラブ連合会補助金（健康づくり事業分）及び老人クラブ連合会補助金（地域支援活動分）については、高齢者 の生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする等県老人クラブ連合会が行う事業として適当と認められた 事業について交付される補助金。												
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		三重県高齢者地域福祉推進事業費補助金交付要領及び鈴鹿市補助金等交付要綱に基づく金額												
	増 減 理 由		会員数の減												

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資するものである。 老人福祉法第13条に基づき地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための事業を実施すること及び援助することに努めなければならないこととなっている。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	老人クラブは、概ね60歳以上の方であれば加入できる。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 高齢者が地域での関わりを保ちながら、健康で自立した生活を継続するための支援である。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 連合会への補助を行うことで、高齢者の活動を促進し、健康寿命の延伸等介護状態に陥ることを防ぐことができている。また市の各部局・教育委員会がさまざまな事業で協力依頼、動員やアンケート等を依頼しておりそれを連合会がとりまとめて実施しているため、地域福祉向上以外にも文化面、防災・安全面、地域づくり等幅広く貢献している団体である。		
	透 明 性	5	会計報告は、毎年会員に報告されている。		
		(減点) 0			

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 6 年度

老人クラブ連合会は単位老人クラブを統括する団体であり、55クラブの単位老人クラブが活動している中、さまざまな相談が老人クラブ連合会事務局に寄せられており、対応している。単位老人クラブの活動は高齢者の健康維持や社会とのつながりを持つことに有効であり、その活動を支えている老人クラブ連合会は市にとっても有益である。また、老人クラブ連合会はそれぞれの単位老人クラブとの関係性が既に構築できているため、老人クラブ連合会への補助をなくすことで、他市と同様に事務局を市でもつことになると、事務量及び関係性の構築など、市の経費、人件費の増大につながる事が懸念されるため終期を延長する。

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

長寿社会課-3
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		成年後見制度利用支援費助成金											
			予 算 事 業 名		在宅生活支援事業費／地域支援事業費 (任意事業)									
			予算事業コード		02431									
2	交 付 開 始 年 度		平成	16	年度	創 設 か ら 22 年度目			3	終 期	令和	8	年度	
4	分 類		事業費補助						5	所 属		長寿社会課		
6	根 拠 法 令		鈴鹿市成年後見制度利用支援事業実施要綱											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		成年後見制度の利用を支援し、認知症高齢者等の生活の支援及び福祉の増進に資する。											
8	補 助 対 象 者		認知症高齢者等 (ただし鈴鹿市成年後見制度利用支援費助成金内規に定める要件に該当する者)											
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)													
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他								
			R4年度決算額	1,833	0	0	0	1,833	0.0%	0	—			
			R5年度決算額	1,905	0	0	0	1,905	0.0%	0	—			
			R6年度当初予算額	4,716	0	0	0	4,716	0.0%					
R7年度予算要求額	4,164	0	0	0	4,164	0.0%								
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		【申立支援】 審判の請求に要した費用 【報酬支援】 家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬の額											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		家庭裁判所による基準額を参考に算出 財源は、鈴鹿亀山地区広域連合から受ける国補事業「地域支援事業費:成年後見制度利用支援事業」を活用している。											
	増 減 理 由		利用実績に基づく減											

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村が積極的な役割を果たすことが規定されているとともに、高齢者の数が年々増加している中、身寄りがなく金銭的にも困窮している認知症高齢者等が増加することが見込まれるため、本補助金は必要である。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	鈴鹿市成年後見制度利用支援費助成金内規に定める要件を満たす者が補助対象者となり、公平である。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 この補助金を受けることで、金銭的な理由から成年後見制度が利用できない (申立ての断念、成年後見人就任者が見つからない) 方が救済されることから得られる効果は高い。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 実績は、令和5年度15件。令和6年度 (～2月) 14件。今後、認知症高齢者の増加により、実績値の増加は必至であることから、認知症高齢者等の権利擁護に資する内容である。		
(減点) 0			鈴鹿市成年後見制度利用支援費助成金内規に補助対象者の要件や上限額が明記されており、助成金額は家庭裁判所が決定する金額であるため、透明性は保たれている。		

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

1	名 称 (予 算 事 業 名)		高齢者配食サービス支援事業補助金										
			予 算 事 業 名		在宅生活支援事業費／地域支援事業費（任意事業）								
			予算事業コード		02431								
2	交 付 開 始 年 度		平成	20	年度	創 設 か ら 18 年度目			3	終 期	令和	8	年度
4	分 類		事業費補助						5	所 属		長寿社会課	
6	根 拠 法 令		鈴鹿市高齢者配食サービス支援事業補助金交付要領										
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		居宅へ食事を個別に配達し、安否確認を実施することにより、高齢者の在宅での生活の継続及び福祉の向上に資する。										
8	補 助 対 象 者		配食と共に安否確認を実施する事業者（ただし鈴鹿市高齢者配食サービス支援事業補助金交付要領の交付対象者に該当する事業者に限る）										
	交 付 先（補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合）												
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)			
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他							
			R4年度決算額	9,600	0	0	0	9,600	0.0%	0	－		
			R5年度決算額	9,600	0	0	0	9,600	0.0%	0	－		
			R6年度当初予算額	9,750	0	0	0	9,750	0.0%				
R7年度予算要求額	9,750	0	0	0	9,750	0.0%							
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		事業者から手渡しで食事の提供を受け、安否確認を希望する対象者の年間配食数に応じた金額										
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		鈴鹿市高齢者配食サービス支援事業補助金交付要領別表に定めた補助金額 財源は鈴鹿亀山地区広域連合から受ける国補事業「地域支援事業費:地域自立生活支援事業」を活用している。										
	増 減 理 由												

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
----	-----------	----	----	-----------	----

13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	見守り機能を有する本事業のニーズが今後も増大することが予想されるため、必要である。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	鈴鹿市高齢者配食サービス支援事業補助金交付要領に定めた要件に該当する事業者は新規参入できるため、公平である。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 見守り活動により独居高齢者等の緊急時に迅速な対応が期待できる。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況（具体的に記載）】 緊急時の早期発見、連絡、報告体制が整備されている。 ＜令和5年度実績＞ 対象者数 704名／配食実績 202,053食（年間）					
透 明 性	5	鈴鹿市高齢者配食サービス支援事業補助金交付要領に要件や補助金額が明記されている。また実績報告により、年間配食数を把握し補助金額を決定するため、透明性は保たれている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由（終期を延長した初年度のみ記入）

前回終期 令和 年度

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

長寿社会課-5
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		老人福祉施設整備補助金										
			予 算 事 業 名		老人福祉施設整備費補助								
			予算事業コード		01550								
2	交 付 開 始 年 度		不 明	—	年 度	創 設 か ら — 年 度 目			3	終 期	令 和	8	年 度
4	分 類		事業費補助					5	所 属		長寿社会課		
6	根 拠 法 令		地域介護・福祉空間整備交付金交付要領、三重県地域医療総合確保基金事業補助金交付要領										
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		鈴鹿市高齢者福祉計画および鈴鹿亀山地区広域連合事業計画に基づき、市内で整備される福祉施設に対し補助を行う。										
8	補 助 対 象 者		施設整備事業者										
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)												
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)			
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他							
			R4年度 決算額	0	0	0	0	—	0	—			
			R5年度 決算額	44,826	0	0	44,826	0	0.0%	0	—		
			R6年度 当初予算額	0	0	0	0	—					
R7年度予算 要求額	0	0	0	0	—								
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、高齢者施設の改修等に必要な工事費または工事請負費及び工事事務費。 地域医療介護総合確保基金事業補助金については、高齢者施設の開設に当たり必要な備品等の経費または工事費。										
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		整備する施設に応じ別に定める単価、数量に基づく額										
	増 減 理 由		申請に基づき増減する。										

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	事業を計画的に進めるにあたり補助が必要である。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	計画に基づき採択された事業者が補助を受けることができる。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 当初、事業採択を受けて開設した施設において、経営状態の悪化等から事業用途の変更があり、財産処分の対象になる事案も発生し、運用の見直しも必要と考えるため。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 介護保険制度を計画的に運用するために、介護サービスを提供する施設の整備を推進できる。					
透 明 性	5	補助を受けた施設については、三重県および鈴鹿市の契約規則等に準じ契約を実施し建設等を行い、関係書類を10年間保管することとしている。			
					(減点) 0

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

長寿社会課-6
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		介護予防・生活支援サービス事業補助金（第1層訪問型サービスB）										
			予 算 事 業 名		社会参加・生活支援推進事業費／地域支援事業費（総合事業）								
			予算事業コード		02420								
2	交 付 開 始 年 度		平成	29	年度	創 設 か ら 9 年度目			3	終 期	令和	7	年度
4	分 類		事業費補助						5	所 属		長寿社会課	
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		日常生活の機能が低下した要支援者又は事業対象者に対して、居宅を訪問し、生活援助を行うことにより、対象者の在宅生活の継続を図ることを目的とし、介護保険事業の中で、介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けられる、訪問型サービスBを行う実施主体に補助を行う。										
8	補 助 対 象 者		公益社団法人 鈴鹿市シルバー人材センター										
	交 付 先（補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合）												
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)			
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他							
			R4年度 決算額	137	0	0	0	137	0.0%	0	—		
			R5年度 決算額	285	0	0	0	285	0.0%	0	—		
			R6年度 当初予算額	414	0	0	0	414	0.0%				
R7年度予算 要求額	414	0	0	0	414	0.0%							
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		訪問型サービスB（生活援助：対象者本人についての掃除・洗濯・調理・買い物・布団干し・話し相手・暖房器具等の日常生活に必要な器具に使用する灯油の補給）の提供に係る経費										
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		実利用人数:8人/年 実施回数:週1回(月4回)×12か月=48回 サービス単価:1,200円/時間のうち、1,000円/時間を補助 @1,000円×8人×48回=384,000円 活動に関する研修会開催支援 講師料10,000円×3回=30,000円										
	増 減 理 由												

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	総合計画の施策である「地域包括ケアシステムの推進」及び高齢者福祉計画の施策である「生活支援・介護予防の推進」と合致するものであり、介護保険事業で実施する地域支援事業として、鈴鹿亀山地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施規則で定められた事業であるため。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	補助対象者は高齢者の社会参加を促進することを目的に、国や市から支援を受けて運営している法人であり、本事業を市内全域で実施できることから、公平性は確保できている。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための体制整備として効果がある。		
			【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況（具体的に記載）】 排泄・食事摂取等の身の回りの生活行為が自立しているが一部の生活行為が難しくなっている者への援助を行うことで、自立生活意欲の向上につなげていくことが可能である。 また、支援する者が生きがいや社会参加により健康寿命の延伸につながる。		
透 明 性	5	介護保険サービスの制度に則り、介護支援専門員の立てたケアプランをもとに実施するサービスであり、補助対象者が公益社団法人であることから、透明性は確保できている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由（終期を延長した初年度のみ記入）

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

長寿社会課-7
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		地域介護予防活動支援事業（ふれあいいきいきサロン）										
			予 算 事 業 名		社会参加・生活支援推進事業費／地域介護予防活動支援事業費								
			予算事業コード		02421								
2	交 付 開 始 年 度		平成	29	年度	創 設 か ら 9 年 度 目			3	終 期	令和	7	年度
4	分 類		事業費補助						5	所 属		長寿社会課	
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		介護保険事業の地域支援事業に位置付けられる、地域介護予防活動支援事業として、地域の中で高齢者が自発的に作る集いの場の活動支援を実施することにより、高齢者同士の交流を促し、介護予防や生きがいづくりに資することを目的とする。										
8	補 助 対 象 者		社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会										
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)												
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)			
				市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他						
		R4年度 決算額	5,879	0	0	0	5,879	0.0%	0	－			
		R5年度 決算額	8,261	0	0	0	8,261	0.0%	0	－			
		R6年度 当初予算額	8,928	0	0	0	8,928	0.0%					
		R7年度予算 要求額	7,509	0	0	0	7,509	0.0%					
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		事業を運営するための人件費、事業費（サロン助成金）、事務費（研修費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）等										
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		人件費: @1,070円 × 6時間 × 90日 = 577,800円 社会保険料 + 厚生年金 88,650円 雇用保険料 5,670円 交通費: @266円 × 90日 = 23,940円 事業費: サロン助成金 (@3,000円 × 107か所 + @4,000円 × 37か所 + @5,000円 × 7か所 + @6,000 × 9か所) × 12ヵ月 = 6,696,000円 事務費: 消耗品費24,000円 + 印刷製本費30,000円 + 通信運搬費62,000円 = 116,000円										
	増 減 理 由		人件費（時給単価等）の変更や事業費・事務費を見直したため。										

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けるために整備する地域包括ケアシステム構築において、近隣での通いの場づくりは非常に重要な事業であり、国の示す地域包括ケアシステムの基盤としても示されているため、必要性は十分あると考える。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	地域の集いの場の活動支援は、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下、市社協）が子育てや障害者も含めて主体的に取り組んできた地域福祉推進にかかる事業であり、実績もある。この補助事業は高齢者のサロン活動を拡充させるための支援であり、市社協に委託している住民主体の活動を支援する生活支援コーディネーターによる支援と、当該補助が相乗効果を生むものである。本事業は地域福祉を担う市社協でなければ成し得ないものであり、公平性は確保できていると考える。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 地域に集いの場が多くできることで、高齢者の生きがいづくりや介護予防が推進されるため。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況（具体的に記載）】 地域に集いの場が多くできることで、高齢者の交流の機会が増え、介護予防につながるとともに、困っている近隣の高齢者を支え合う仕組みづくりにもつながっていくことから、地域包括ケアシステムの構築には非常に効果があるものと考える。					
透 明 性	5	補助対象が社会福祉法人であり、決算書も提出されることから、透明性は確保できるものと考えている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由（終期を延長した初年度のみ記入）

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

長寿社会課-8
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		地域介護予防活動支援事業（暮らしまかせて支援事業）											
			予 算 事 業 名		社会参加・生活支援推進事業費／地域介護予防活動支援事業費									
			予算事業コード		02421									
2	交 付 開 始 年 度		令和	1	年度	創 設 か ら 7 年 度 目			3	終 期	令和	7	年度	
4	分 類		事業費補助						5	所 属		長寿社会課		
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		住民が互いに行う生活支援の活動、共に運営・参加する通いの場といった、地域における互助（住民による助け合い）の活動を支援し、地域（地域づくり協議会の範囲）で介護予防と生活支援が一体化した地域住民やボランティアなどによるサービス提供体制を構築することで、地域包括ケアシステムの「介護予防と生活支援」推進に資することを目的とする。											
8	補 助 対 象 者		生活支援サービスを実施する地域づくり協議会											
	交 付 先（補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合）													
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他								
			R4年度 決算額	2,000	0	0	0	2,000	0.0%	0	－			
			R5年度 決算額	1,900	0	0	0	1,900	0.0%	0	－			
			R6年度 当初予算額	3,400	0	0	0	3,400	0.0%					
R7年度予算 要求額	3,100	0	0	0	3,100	0.0%								
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		地域づくり協議会による通いの場及び生活支援の立上げ及び運営に係る備品購入、印刷製本、通信運搬、保険等の経費											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		事業費: 立ち上げ支援@200,000円×4地区＝800,000円 運営支援@200,000円×10地区＋@100,000円×3地区＝2,300,000円 補助金合計: 3,100,000円											
	増 減 理 由		新規立ち上げ4地区、運営支援13地区となったため（前年度：新規4地区、運営13地区）											

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	地域における自立した集いの場の活動支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることにつなげていくことで、いつまでも住み慣れた地域で生活していくことを目指していく。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	市内全域をカバーする28の地域づくり協議会が取り組むことを目指している。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 地域における互助（住民による助け合い）の活動を実施し、地域で介護予防と生活支援が一体化した地域住民やボランティアなどによるサービスを提供することができる。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況（具体的に記載）】 住民主体の通いの場を充実させ、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域を構築することで、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止につながる。					
透 明 性	5	実績報告書の提出を義務付ける。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由（終期を延長した初年度のみ記入）

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

長寿社会課-9
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		介護予防普及啓発事業（地域型教室）										
			予 算 事 業 名		社会参加・生活支援推進事業費／地域支援事業費（総合事業）								
			予算事業コード		02420								
2	交 付 開 始 年 度		令和	3	年度	創 設 か ら 5 年度目			3	終 期	令和	8	年度
4	分 類		事業費補助						5	所 属		長寿社会課	
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		老人クラブ等の地域の団体が取り組む介護予防活動を支援することで、より一層の地域への啓発に繋げる。										
8	補 助 対 象 者		単位老人クラブのほか地域で活動する住民主体の団体										
	交 付 先（補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合）												
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)			
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他							
			R4年度決算額	94	0	0	0	94	0.0%	0	－		
			R5年度決算額	106	0	0	0	106	0.0%	0	－		
			R6年度当初予算額	260	0	0	0	260	0.0%				
R7年度予算要求額	220	0	0	0	220	0.0%							
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		介護予防教室の開催に係る経費（消耗品、印刷製本費等）										
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		助成金 @2,000円×2回×55団体＝220,000円										
	増 減 理 由		想定する対象の団体数が減少したため。										

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	高齢者が人生の最後まで住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括ケアシステムの介護予防・生活支援の活動により、元気な高齢者を増やすことが重要である。地域型教室は、老人クラブ等の住民主体の団体が実施する介護予防活動への支援であり、高齢者がフレイル予防に取り組み、要介護状態に至らないように働きかけるものである。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	老人クラブは市内に65箇所あり、組織的な活動を行っており、多くの高齢者が参加することが出来る。また、その他の住民主体の団体が実施する高齢者を対象とした介護予防教室も対象としている。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 介護予防活動の機会が増えることにより、要介護状態やフレイルに陥らない元気な高齢者を増やすことが出来る。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況（具体的に記載）】 各団体が年に2回以上、介護予防教室を行うことで高齢者への意識啓発に繋がり、介護予防活動が活発化する。		
透 明 性			5	実績報告の提出を義務付ける。	
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由（終期を延長した初年度のみ記入）

前回終期 令和 年度

--

1	名 称 (予 算 事 業 名)		介護予防・生活支援サービス事業補助金（第3層訪問型サービスB）											
			予 算 事 業 名		社会参加・生活支援推進事業費／地域支援事業費（総合事業）									
			予算事業コード		02420									
2	交 付 開 始 年 度		令和	4	年度	創 設 か ら 4 年度目			3	終 期		令和	7	年度
4	分 類		事業費補助						5	所 属		長寿社会課		
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		日常生活の機能が低下した要支援者又は事業対象者に対して、居宅を訪問し、生活援助を行うことにより、対象者の在宅生活の継続を図ることを目的とし、介護保険事業の中で、介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けられる、訪問型サービスBを行う実施主体に補助を行う。											
8	補 助 対 象 者		活動に取り組む地域づくり協議会											
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)													
9	補 助 金 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他								
			R4年度決算額	100	0	0	0	100	0.0%	0	—			
			R5年度決算額	300	0	0	0	300	0.0%	0	—			
			R6年度当初予算額	400	0	0	0	400	0.0%					
R7年度予算要求額	700	0	0	0	700	0.0%								
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		訪問型サービスB（生活援助：対象者本人についての掃除・洗濯・調理・買い物・布団干し・話し相手・暖房器具等の日常生活に必要な器具に使用する灯油の補給）の提供に係る経費											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		活動支援 @100,000円×7か所＝700,000円											
	増 減 理 由		活動に取り組む地域づくり協議会が増加したため											

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	総合計画の施策である「地域包括ケアシステムの推進」及び高齢者福祉計画の施策である「生活支援・介護予防の推進」と合致するものであり、介護保険事業で実施する地域支援事業として、鈴鹿亀山地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施規則で定められた事業であるため。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	市内全域をカバーする28の地域づくり協議会が取り組むことを目指している。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための体制整備として効果がある。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況（具体的に記載）】 排泄・食事摂取等の身の回りの生活行為が自立しているが一部の生活行為が難しくなっている者への援助を行うことで、自立生活意欲の向上につなげていくことが可能である。					
透 明 性	5	介護保険サービスの制度に則り、介護支援専門員の立てたケアプランをもとに実施するサービスであり、補助対象者が地域づくり協議会であることから、透明性は確保できている。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由（終期を延長した初年度のみ記入）

前回終期 令和 年度

1	名 称 (予 算 事 業 名)		介護予防・生活支援サービス事業補助金（通所型サービスB）											
			予 算 事 業 名		社会参加・生活支援推進事業費／地域支援事業費（総合事業）									
			予算事業コード		02420									
2	交 付 開 始 年 度		令和	4	年度	創 設 か ら 4 年度目			3	終 期		令和	7	年度
4	分 類		事業費補助						5	所 属		長寿社会課		
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		日常生活の機能が低下した要支援者又は事業対象者が、継続的に介護予防に取り組むことができるよう通いの場を設置し、介護保険事業の中で、介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けられる、通所型サービスBを行う実施主体に補助を行う。											
8	補 助 対 象 者		活動に取り組む地域づくり協議会											
	交 付 先（補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合）													
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象 事業費の 繰越額 (C)	補助金に対 する繰越金 の割合 (C/B)				
				市 補 助 金 (B)		国 補 助 金	県 補 助 金				そ の 他			
		R4年度 決算額	100	0	0	0	100	0.0%	0	－				
		R5年度 決算額	300	0	0	0	300	0.0%	0	－				
		R6年度 当初予算額	400	0	0	0	400	0.0%						
		R7年度予算 要求額	700	0	0	0	700	0.0%						
10	補助対象事業費 の内訳 (具体的に記載)		通所型サービスB（月２回　おおむね60分程度）の開催に必要な経費											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		活動支援　100,000×7か所＝700,000円											
	増 減 理 由		取組みを行う地域づくり協議会が増加したため											

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	総合計画の施策である「地域包括ケアシステムの推進」及び高齢者福祉計画の施策である「生活支援・介護予防の推進」と合致するものであり、介護保険事業で実施する地域支援事業として、鈴鹿亀山地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施規則で定められた事業であるため。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	市内全域をカバーする28の地域づくり協議会が取り組むことを目指している。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 住民主体で通いの場が設置、運営されることで、地域における支え合いによる効果的な介護予防活動が継続的に実施され、その結果、要介護状態に陥らない元気な高齢者を増やすことが出来る。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況（具体的に記載）】 要支援者を中心とした介護予防活動を行う通いの場を開催する。		
	透 明 性	5	介護保険サービスの制度に則り、介護支援専門員の立てたケアプランをもとに実施するサービスであり、補助対象者が地域づくり協議会であることから、透明性は確保できている。		
		(減点) 0			

(3) 終期延長の理由（終期を延長した初年度のみ記入）

前回終期 令和 年度

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

長寿社会課-12
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		介護職員初任者研修費等助成事業											
			予 算 事 業 名		介護職員初任者研修費等助成事業									
			予算事業コード		02299									
2	交 付 開 始 年 度		令和	5	年度	創 設 か ら 3 年 度 目			3	終 期		令和	7	年度
4	分 類		事業費補助					5	所 属		長寿社会課			
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		介護に従事する人材の確保及び介護職員の資質の向上を図るため、介護職員初任者研修等に係る費用の一部を助成する。											
8	補 助 対 象 者		介護職員初任者研修等を修了し、介護職員として勤務する予定のある者、もしくは介護職員として従事している者											
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)													
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
				市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他							
		R4年度決算額	0	0	0	0	0	—	0	—				
		R5年度決算額	0	0	0	0	0	—	0	—				
		R6年度当初予算額	1,600	800	0	0	800	50.0%						
		R7年度予算要求額	400	200	0	0	200	50.0%						
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		介護職員初任者研修等の受講料のうち40,000円を上限として助成											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		40,000円×5人分＝200,000円(補助対象事業費の1/2を補助)											
	増 減 理 由		前年度の実績をもとに減額											

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	介護現場における人材不足は喫緊の課題であり、対策が必要である。また、訪問介護では本研修の受講が必須であり、研修が受講しやすくなることで、人材確保につながり、介護現場でも研修を受講した職員が増えることで介護の資質向上につながる。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	介護職員初任者研修等の受講資格等に制限がないため、公平性は確保できていると考える。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 介護職員初任者研修等の受講料の一部が助成されることで、受講者数の増加が見込まれるため。		
			【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 自己負担が必要な研修費の助成により、受講しやすくなるとともに、介護職員の資質向上につながる。また、研修受講により賃金のベースアップにもつながり、介護職員の離職を防ぐことにもつながる。		
透 明 性	5	介護職員初任者研修等に係る修了証や領収書の提出を義務付ける。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

長寿社会課-13
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		補聴器購入費助成金												
			予 算 事 業 名		認知症施策推進事業／認知症施策事業費										
			予算事業コード		02428										
2	交 付 開 始 年 度		令和	7	年度	創 設 か ら 1 年度目			3	終 期		令和	7	年度	
4	分 類		事業費補助						5	所 属		長寿社会課			
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱												
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		聴力の低下は、耳からの情報が減少し、コミュニケーション不足を招くことから、認知症、うつ病等の発症の危険因子の一つとされている。そのため、聴力が低下している中高年齢者に対して補聴器購入費の一部を助成することにより、補聴器の装用を促進し、コミュニケーション能力の向上を図ることで、認知症、うつ病等の発症リスクを低減させることを目的とする。												
8	補 助 対 象 者		聴力が低下している50歳以上の者												
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)														
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)		財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
				市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他								
		R4年度決算額	0	0	0	0	0	—	0	—					
		R5年度決算額	0	0	0	0	0	—	0	—					
		R6年度当初予算額	0	0	0	0	0	—							
R7年度予算要求額	1,100	1,100	0	0	0	100.0%									
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		聴力が低下している50歳以上の方へ補聴器の購入費の一部を助成												
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		助成金 22,000円×50人＝1,100,000円 (R7.9からの事業開始を想定) ・助成金額 購入費助成20,000円＋医師意見書作成料相当2,000円 ・対象者数 令和6年4月1日現在 50歳以上人口 93,450人 93,450人×0.1%≒90人 90人×7か月/12か月≒50人												
	増 減 理 由		新規事業												

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	適
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	聴力が低下している中高年齢者に対して補聴器購入費の一部を助成することにより、補聴器の装用を促進し、コミュニケーション能力の向上を図ることで、認知症、うつ病等の発症リスクを低減させることができる。		
		(減点)			
	公 平 性	5	聴力が低下している50歳以上の者が対象であり、特定の個人を対象とするものではないため、公平性がある。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 聴力が低下している中高年齢者のコミュニケーション不足や社会的孤立を防ぐとともに、認知症、うつ病等の発症リスクを低減させることができるため。		
【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 聴力が低下している中高年齢者に対して補聴器の装用を促進し、認知症、うつ病等の発症リスクを低減させることができる。					
透 明 性	5	鈴鹿市補助金等交付要綱に基づく適正な処理にて事務を執行する。			
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和 年度

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--